

平成 19 年 9 月 30 日から金融商品取引業者等とみなされる業態

平成 19 年 9 月 29 日まで	平成 19 年 9 月 30 日から
証券取引法第 28 条の登録を受けている 「証券会社」	金融商品取引業者 金融商品取引法第 29 条の登録(同法第 28 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号ハに掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務並びに第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。
元引受認可を受けている場合	法第 28 条第 1 項第 3 号イ、ロに掲げる行為に係る業務が上記に追加
PTS 認可を受けている場合	法第 28 条第 1 項第 4 号に掲げる行為に係る業務が上記に追加
外国証券業者に関する法律第 3 条第 1 項の登録を受けている 「外国証券業者」	金融商品取引業者 金融商品取引法第 29 条の登録(同法第 28 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号ハに掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務並びに第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。
元引受認可を受けている場合	法第 28 条第 1 項第 3 号イ、ロに掲げる行為に係る業務が上記に追加
PTS 認可を受けている場合	法第 28 条第 1 項第 4 号に掲げる行為に係る業務が上記に追加
金融先物取引法第 56 条の登録を受けている 「金融先物取引業者」 (金融機関を除く)	金融商品取引業者 金融商品取引法第 29 条の登録(同法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務、第二種金融商品取引業及び有価証券等管理業務を行うものに限る。)を受けたものとみなす。
商品投資に係る事業の規制に関する法律第 3 条の許可を受けている 「商品投資販売業者」	金融商品取引業者 金融商品取引法第 29 条の登録(第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。
信託業法第 67 条第 1 項の登録を受けている 「信託契約代理店」 (金融機関を除く)	金融商品取引業者 金融商品取引法第 29 条の登録(第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。
信託業法第 86 条第 1 項の登録を受けている 「信託受益権販売業者」 (金融機関を除く)	金融商品取引業者 金融商品取引法第 29 条の登録(第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。

<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 4 条の登録を受けている</p> <p>「投資顧問業者」</p>	<p>金融商品取引業者</p> <p>金融商品取引法第 29 条の登録(投資助言・代理業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。</p>
<p>証券投資顧問業法第 24 条第 1 項の認可を受けている</p> <p>「認可投資顧問会社」</p>	<p>金融商品取引業者</p> <p>金融商品取引法第 29 条の登録(上記の投資助言・代理業を行うものが投資運用業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律第 6 条の認可を受けている</p> <p>「投資信託委託業者」</p>	<p>金融商品取引業者</p> <p>金融商品取引法第 29 条の登録(投資運用業及び第二種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたものとみなす。</p>
<p>証券取引法第 65 条の 2 第 1 項の登録、又は信託業法第 67 条第 1 項の登録、又は信託業法第 86 条第 1 項の登録を受けている</p> <p>「金融機関」</p>	<p>登録金融機関</p> <p>金融商品取引法第 33 条の 2 の登録を受けたものとみなす。</p>
<p>証券取引法第 66 条の 2 の登録を受けている</p> <p>「証券仲介業者」</p>	<p>金融商品仲介業者</p> <p>金融商品取引法第 66 条の登録を受けたものとみなす。</p>